

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（職務過重化の是正を求める等4要求書特集号） 2026年3月13日 NO.783

3月11日に4つの要求書を都教委に提出しました。学校事務職員の抱えている諸問題に関して、要求書に取りまとめ、事務職員の声を都教委に届ける取り組みを行っています。

事務職員の職務過重化の是正を求める要求書 職務範囲は1日7時間45分でできる範囲内

学校の働き方改革の名目で各種調査事務、給食費や教材費徴収・支払い等の業務を事務職員に押し付けている実態が見られます。2025年9月に文部科学省から発表された学校と教師の業務の3分類の19項目の中でさらに事務職員の業務を広げようとしており、ますます押し付けが行われる懸念があります。教員の担っている業務については軽減がなされていると言えますが、事務職員については「積極的に参画」「中心に実施」「協働を促進」などと、かえって業務が増加していることは問題です。事務職員すべてがパソコンに精通しているわけではありません。都教委の「実行プログラム」にも、この「3分類」は載っているので、そのまま事務職員の業務を増やそうと考えているとしたら問題です。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

- 6. 調査・統計等への回答 7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- 8. ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】

- 17. 学校行事の準備・運営 18. 進路指導の準備

1. 事務職員の職務範囲は、勤務時間内（1日7時間45分）で処理できる範囲以内のものとする。
2. やむを得ず超過勤務を行った場合は、事前命令・事後確認の原則に徹底し、全額支給を行い、不払い（未払い）残業をなくすこと。管理職が事務職員の超過勤務を拒否及び超過勤務手当の支給を拒否しないこと。
3. 超過勤務を行ったことに対し働き方改革の名目で評価を下げることをしないこと。超過勤務手当の予算を消化しても超過勤務を行った場合、速やかに予算措置を行うこと。
4. 「3分類19項目」中の6, 7, 8の項目について、特に7と8項目については事務職員に「押し付け」を行わないこと。

不当な扱いの是正を求める要求書 学校に労働安全衛生委員会の設置、衛生管理者選任を

1. 労働安全衛生体制の見直しについて

2025年12月17日付文部科学省「令和5年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」の資料によると、精神疾患を理由とする東京都の学校事務職員の病気休職者が2021年度の43人から2023年度は82人、2024年度には62人と、依然として高水準で推移している。全都の学校事務職員に占める割合も、2024年度で1.50%と、同年度の教員1.13%と比較して32%高い。更に、全国の学校事務職員等と比較しても、東京都は全国平均1.08%と比較し38%も高い割合である。

この状況に対し、都教委が小中学校事務職員に対して「教育庁メンタルヘルス相談室」「職場復帰プログラム」を実施していることを東学は承知しているが、小中学校事務職員の病気休職者数が高水準のままであることを踏まえて、任命権者としての安全配慮義務の観点から、小中学校事務職員のメンタルヘルス対策を含む労働安全衛生体制を抜本的に見直し、都内全小中学校への安全衛生委員会の設置や衛生管理者の選任など、都に常時勤務する職員と同等の改善になるよう要求する。

2. 人事異動（発令通知）情報について

学校・学校経営支援センターに関する発令通知について、教育庁情報共有掲示板「都コム」においても掲示されているが、引き続き地教委が自らの責任で学校事務職員にPDFで直接配布するように要請することを求める。

また、都教委事務局及び全庁の発令通知について、「都コム」の活用などにより、小中学校事務職員も都に常時勤務する職員と同等に入手が可能にすることを求める。

3. 都庁本庁舎への入退庁について

小中学校事務職員は区市町村立学校職員であり、東京都職員カードは交付されない。そのため、都庁本庁舎の入退庁は、一般来庁者と同じ手続きを要し煩雑である。そこで、簡易な手続き（学校の職員証の呈示による来庁者IDカードの貸与など）で入退庁を可能とするよう、庁舎管理者への働きかけを求める。

学校徴収金の公会計化、外部委託のに関する要求書 公会計化の推進、外部委託の話し合いを

2025年2月には、「令和6年度学校における働き方改革の進捗及び今後の展開について」が公表されました。その中には、学校徴収金管理などの外部委託（アウトソーシング）を推進するとされています。既に、いくつかの自治体では、モデル実施を行っています。事務職員や教員を含む「学校における業務」の在り方に大きな変更を及ぼす可能性があります。学校徴収金の徴収・管理は、「負担感が強い一方でやりがいや重要性は高くない」という業務です。今後の動向を注視し、真に教職員の「業務負担の軽減」と労働条件の「改善」となるよう期待しています。

1. 学校徴収金を公会計化すること。「公会計化なしの無償化」を改めて、文部科学省の通知にある公会計化を推進すること。
2. 学校徴収金管理などの外部委託（アウトソーシング）について、情報提供や交渉（話し合い）を行うこと。

学校徴収金の無償化＝公費負担を求める要求書 給食費のように都が区市町村に補助を

1. 東京都としても、都内62区市町村の学校徴収金の無償化に向け、「補助」「支援」を開始すること。
2. 東京都として、国に学校給食費の完全無償化（公立中学校にも）に必要な財政措置と学校給食法の改正を要望すること（学校給食法第11条第2項は給食食材費を「保護者の負担」と規定）。

（勤労課）ただいま、東学から4点の要求を受けました。要求につきましては、所管に申し伝えます。